

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1、計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

2、課題

管理職に占める女性の割合が低い。

3、目標

管理職（課長級以上）に占める女性の割合を現状の約5割から6割以上にする。

4、取組内容と実施期間

平成28年4月～ 部署ごとの男女別の残業時間、有給休暇等取得率を把握し分析
を行う。

平成30年4月～ 分析結果に基づき、男女の配置を検討。
計画的な有給休暇等の付与を実施。

医療法人 倚山会
平成28年3月策定